

## グリーン購入法特定調達品目に JIS K 5675「屋根用高日射反射率塗料」が選定

一般財団法人 日本塗料検査協会 管理部 田原 芳雄

平成 12 年 5 月に制定された「グリーン購入法」により、国等の機関において、環境負荷の少ない物品やサービスが積極的に購入されてきました。

これにより、公共工事分野を除いた調達の実施状況は、特定調達品目数に占める調達率<sup>1)</sup>が 95%以上の品目数の割合が、平成 13 年度は 44.4%であったものの、平成 16 年以降は 90%以上を維持しており、平成 22 年度は 97.9%と極めて高い水準となっています。

この度、市場の更なるグリーン化に向け、「国等による環境物品等の調達の推進に関する基本方針<sup>2)</sup>」の改訂が、平成 25 年 2 月 5 日に閣議決定され、調達品目の基

準の中に JIS マークをはじめとする第三者認証の活用が導入されました。

- 1) 国等のすべての機関の特定調達物品等の調達量を当該特定調達品目の総調達量で除した値。
- 2) 国等による環境物品等の調達の推進に関する基本方針とは、国（国会、各省庁、裁判所等）等による環境物品等の調達の推進に関する法律に基づき、国等による環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものです。

### <主な改正点>

- ① 基本方針の“3. (6) 環境物品等に関する情報の活用と提供”に、次の下線部が追記された。「国は、各機関における調達の推進及び業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。」
- ② 「特定調達品目及び判断の基準等」において、一部品目に対して JIS 適合品が判断の基準を満たす旨の記述が追加された。

### 1. JIS マークの活用

①の品目については、JIS マーク品であれば、グリーン調達にかかる判断基準を満たします。

②の品目に対し JIS に適合する製品は、グリーン調達にかかる判断基準のうちホルムアルデヒド放出量の基準を満たします。

①

#### OA 機器

一次電池（JIS C 8515：一次電池個別製品仕様）

#### 公共工事

高炉セメント（JIS R 5211 B、C 種のみ）

フライアッシュセメント（JIS R 5213 B、C 種のみ）

エコセメント（JIS R 5214）

屋根用高日射反射率塗料（JIS K 5675）

熔融スラグ（JIS A 5031）



2

(ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m<sup>2</sup>h以下)

オフィス家具等

机・テーブル (JIS S 1031)、いす (JIS S 1032)

収納家具 (JIS S 1033)、棚 (JIS S 1039)

インテリア・寝装寝具

住宅用普通ベッド (JIS S 1102)



(ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下、かつ最大値で0.4mg/L以下)

公共工事

パーティクルボード (JIS A 5908)、繊維板 (JIS A 5905)

2. 塗料に関する判断基準

「環境物品等の調達に関する基本方針」において、対象となる具体的な品目は、別記として2. 紙類～20. 役務に分類され、該当する品目毎に判断の基準が示されています。

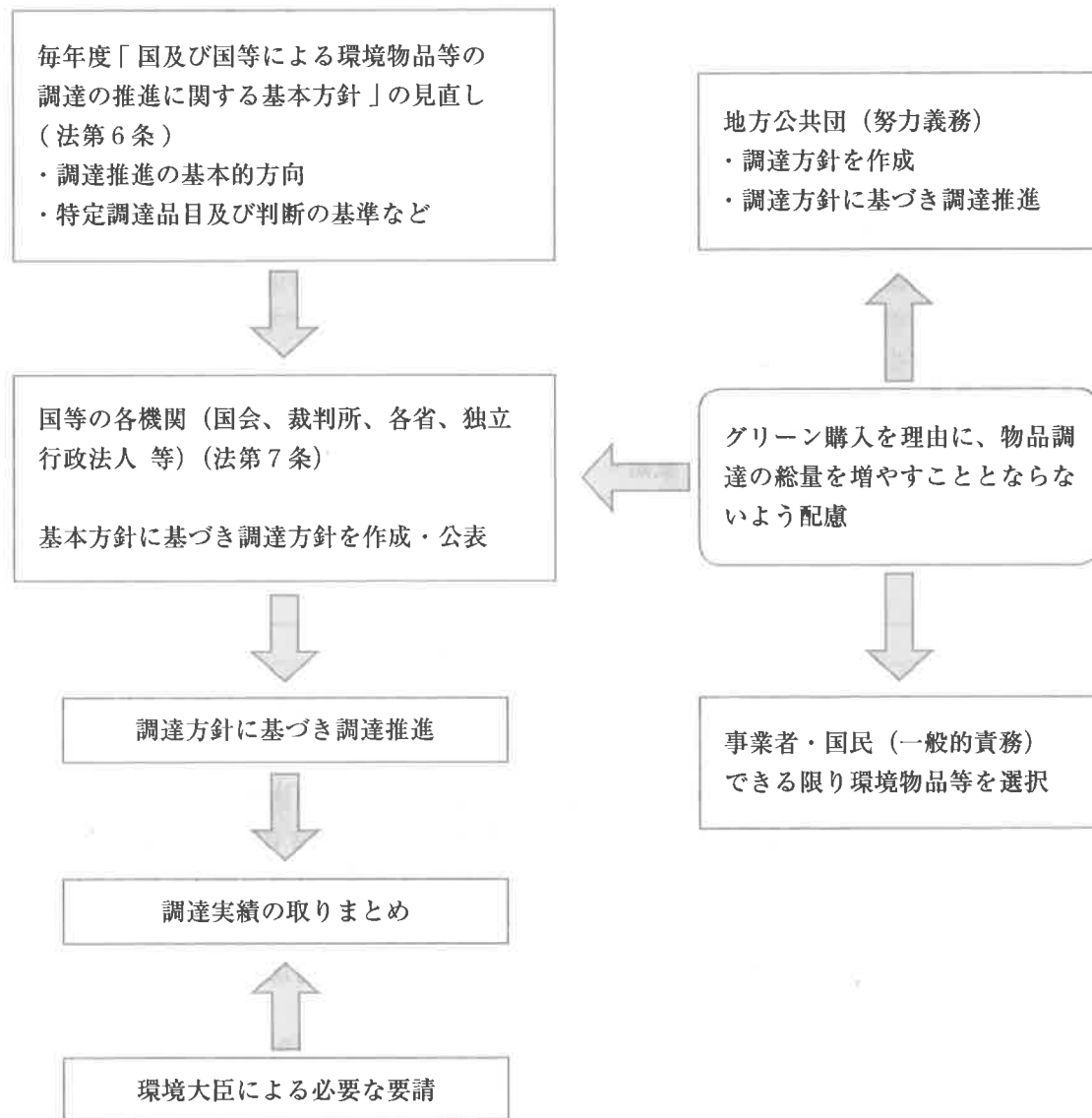
塗料については、19. 公共工事の表2「資材」で品目分類「塗料」として次の3品が掲載されており、その中の「高日射反射率塗料」に対し、「JIS K 5675 に適合する資材は本基準を満たす」と記載されています。

品目分類	品目名	判断の基準
塗料	下塗用塗料 (重防食)	鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤 (VOC) の含有率 (塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合) が5%以下であること。
	高日射反射率塗料	①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

表 近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度L*値の値
80.0 以上	80.0

### 3. グリーン購入法の仕組み 国等における調達推進



### 4. 経済産業省の調達方針

経済産業省の平成25年度調達方針が、“20130301会第5号”として、平成25年3月8日付けで公表されました。

これは、グリーン購入法第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図る方針を定めたもので、平成25年度における、特定調達物品目毎の調達の目標が定められています。

当該方針の第3項7号に、“環境物品等の調達にあたっては、JISマーク等により基準への適合根拠を示すなど、

事業者による信頼性確保に向けた取組みを考慮する。”と規定されています。

JIS認証取得事業者の皆様は、国等の公共調達におけるJIS認証取得のメリットをご活用下さい。